

法制・基本問題小委員会（第3回）における主な議論の概要 （裁定制度の在り方等関係）

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第3回）における、裁定制度の在り方等に係る主な議論の概要は、以下のとおり。

1. 議論の方向性について

- 孤児著作物の利用に対する要請としては、文化財あるいは公共財とでもいうべき著作物をより活用したい、という要請と、営業的な財産となるような著作物を営利目的で利用したい、という二つの要請が考えられる。この要請によって取扱いは異なり、前者であれば運営主体は公的な機関だと思われるが、後者であれば集中管理団体を作って管理する方がいいということになるだろう。具体的に何を目的にしているのかということによって、制度の作り方も違ってくるのではないかと。
- （裁定制度の在り方に関する）問題には二つの側面がある。一つは、現状の制度をいかに使い勝手をよくするのかということであり、現状の相当の努力の要件はきわめて厳しいのが実情である。場合によっては、権利者不明探索の処理がうまくいっている団体等に委託するといったことも考えてもよいのではないかと。もう一つは、非営利のセクターについては、EUの孤児著作物指令に見られるように、現状の制度とは別次元として捉えうるということである。強制許諾ではなく著作権の制限といった考え方もあり、二階部分として現行制度とは別の制度があってもよいのではないかと。
- 不明権利者に関する議論には、過去のコンテンツに関する問題と、これから生産されていくコンテンツに関する問題の二つの側面がある。これから製作されるコンテンツについては、何らかのメタデータをきちんと蓄積していくような仕組みを導入することが重要である。
- ユーザーにとって使えない制度に意味はない。（制度の見直しに当たっては、）理論面と実務面という二本立てで、うまく総合的に考えていかなければならない。

2. 現行制度の課題について

- 利用者の立場からすると、裁定制度の課題としては、「相当な努力」にコストと時間がかかっているという点と、一旦裁定を受けても利用目的が異なれば再度裁定を受けなければならない、あるいは、同じ目的で裁定を受けても許諾期間が決まっておらず、それを超えればまた同じ作業をしなくてはならないという点が挙げられる。

- 平成21年法改正により、裁定制度の手続はかなり簡略化されているようだが、未だ相当な手間がかかっていると聞く。これに関連して、供託手続について、文化庁で示されたことと法務局の対応が食い違う場合があるようなので、省庁間での調整も行うと、より円滑に制度が使われるのではないか。
- 権利者が判明した場合に、供託金の支払を受けるための手続が煩雑であることから、補償金額が低い場合等においては、わざわざ手続を行うのは割に合わないため、結局、申出があっても、裁定の申請者が代わりに補償金を支払っているという実態がある。より簡便な制度にするか、抜本的に改正をして、もう少し権利者が名乗り出やすく、かつ、権利者へ補償金が支払われる制度にする必要がある。
- a R m a では、権利者不明についての調査を行っているが、裁定申請に至る件数は多くないので、その背景に裁定制度の不備があるのであれば、制度趣旨のとおり機能するように改善してほしい。

(以 上)